



ひだかインフォメーション

市役所へのご連絡は
☎ 989-2111 **FAX 989-2316**
 ホームページアドレス
<https://www.city.hidaka.lg.jp/>

お知らせ



住民票の写し等の「本人通知制度」事前登録受け付け中

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐことを目的として、住民票の写し、戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付したときに、事前登録した人に交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。

通知する内容 交付年月日、交付した証明書の種別、通数、交付請求者の種別（代理人・第三者）

登録手続き 本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ち

になり、直接各出張所または左記へ
問い合わせ 市民課市民担当
 （1階②番窓口）



延滞金の割合が変わりました

延滞金特例基準割合の変更に
 より、令和4年1月1日から、
 市税の延滞金の割合が変わり
 ました。

問い合わせ 収税課収税担当
 （1階①番窓口）

	納期限経過後 1か月以内	納期限経過後 1か月経過後
変更後	2.4% 延滞金特例基準割合 (1.4%) + 1%	8.7% 延滞金特例基準割合 (1.4%) + 7.3%
変更前	2.5% 延滞金特例基準割合 (1.5%) + 1%	8.8% 延滞金特例基準割合 (1.5%) + 7.3%

Jアラートの全国一斉情報伝達試験が実施されます

地震や武力攻撃等の発生に備え、国による全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。Jアラートは、地震・武力攻撃等の緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線（広報塔）から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。

実際の災害とお間違えのないよう、ご注意ください。

※災害の発生や気象状況などにより中止になる場合があります。

日時 2月16日（水）午前11時

通知先 防災行政無線（広報塔）、市ホームページ（トップページ）、ひだか知っ得情報アプリ、市公式ツイッター、ひだか防災メール

放送・通知内容

（チャイム）

「これは、Jアラートのテストです」（3回繰り返し）

「こちらは、ばうさいひだかです」（チャイム）

問い合わせ 危機管理課防災・消防担当

国民年金保険料は前納制度の利用がお得

ね・ん・き・ん

三 知 識

保険年金課
国民年金・医療費担当

国民年金保険料の前納制度とは一定期間の保険料をまとめて納めることで、保険料の割引が受けられる制度です。前納制度を利用する場合の納付方法は、口座振替・納付書（現金）・クレジットカードの3種類があり、口座振替による前納が最も割引額が多く、お得です。ただし、前納制度の利用を希望する場合は事前に申請が必要です。ご注意ください。

口座振替による前納の申込期限

2年前納（令和4年4月分～6年3月分）	→令和4年2月末日
1年前納（令和4年4月分～5年3月分）	→令和4年2月末日
6か月前納（令和4年4月分～4年9月分）	→令和4年2月末日
6か月前納（令和4年10月分～5年3月分）	→令和4年8月末日

納付書（現金）による前納の申込期限

2年前納（令和4年4月分～6年3月分）	→令和4年3月末日
---------------------	-----------

クレジットカードによる前納の申込期限

2年前納（令和4年4月分～6年3月分）	→令和4年2月末日
---------------------	-----------

※1年前納、6か月前納の納付書は4月上旬に日本年金機構より発送されるため、事前の申し込みは不要です。

※割引額等の詳細は下記へお問い合わせください。

問い合わせ 所沢年金事務所 ☎04-2998-0170

駐車監視員活動ガイドラインの一部変更

3月1日（火）から、駐車監視員が巡回する活動路線のうち、県道笠幡狭山線（下大谷沢交差点付近から川越市塚下橋交差点周辺）が削除となります。詳しく

は左記へお問い合わせください。
問い合わせ 飯能警察署交通課
 ☎972-0110



飯能警察署からのお知らせ

振り込め詐欺に注意してください。市役所職員等を名乗り、○医療費(保険料)の還付金があります。

○今日手続きすれば、受け取れます。

○近くのATMに行ってください。

等の電話は詐欺です。

※ATMで還付金は受けとれません。犯人からの指示により、ATMを操作し、犯人の口座に現金を振り込ませる手口です。

このような電話があった場合、一度電話を切り、家族や警察に相談しましょう。

問い合わせ 飯能警察署生活安全課 ☎972-0110

交通災害共済に加入しませんか

交通災害共済は、皆さんが会費を出し合い、交通事故により死亡、負傷をしたときに、見舞金を支払う相互扶助制度です。現在加入している人は、3月31日(木)で共済期間が満了になります。

共済期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(木)

加入資格(加入申込時に、次のいずれかに該当する人)

①市内在住で日高市に住民登録のある人

②①の住民に扶養されている人で、修学のため市外に転出している人

費用 1人500円

申し込み 2月中に各区長を通じて令和4年度の申込書を配布し、取りまとめをお願いしています。個人加入を希望する人は、左記または出張所・市内最寄りの郵便局で直接申し込みください。

※中途加入の場合、申し込みをした日の翌日から令和5年3月31日(金)までとなります。

問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当

特定健診受診券の有効期限は3月31日(木)まで

特定健康診査は、毎年受診することによって、自分の体の変化を経年で知ることができ、大切な健診です。すでにご案内と受診券をお送りしていますが、受診はお済みでしょうか。

年度末になると医療機関も混みあいます。余裕をもって受診をお願いします。

問い合わせ 保険年金課国民健康保険担当(1階③番窓口)



「シリーズ “どうする? 「空き家」”」 ～我が家を困った空き家にしないために～

全国的に深刻な問題となっている「空き家」は、適正な管理を怠ると建物の老朽化による倒壊や火災を誘発したり、ごみの不法投棄や雑草等で近隣へ迷惑をかけてしまいます。

そこで、空き家問題に関心を持ってもらうため、全10回にわたり、日高市空家等対策協議会の委員それぞれの専門的な観点から空き家問題をテーマにした連載を開始します。



第1回「空き家を放置するとどうなるのか?」

日高市空家等対策協議会委員
弁護士 下村将之

適切な管理が行われていない空き家等(敷地を含む)を放置した場合、所有者等のリスクをお伝えします。

賠償責任

空き家等の一部が倒壊したり、風で吹き飛ばなどして、第三者に損害を与えた場合、一切の賠償責任を負います。

また、第三者が怪我を負い、通院を余儀なくされた場合、治療費、通院慰謝料、休業損害、通院のための交通費等の損害を賠償する責任を負います。

例: 約5か月の通院を要する場合…通院慰謝料だけでも100万円程度かかります。

隣地との関係

空き家の庭に生えている樹木が敷地の境界を越えてしまうこともあります。

例: 枝が道路にはみ出て信号機が見えにくい、枝が隣地の境界を越えて伸びているなど。

樹木の所有者等が自主的に切らず、隣地の境界線を越えた枝は、隣地の所有者等が、樹木の所有者等に切るよう催促すれば、切ることができる民法の改正があり、今後施行される予定です。

現行法の下では、樹木の所有者等を被告とする訴訟を起こす必要があり、お互いに多大な負担を強いられます。

行政との関係

保安上、衛生上、景観上その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる「特定空家等」へは、市長が段階的に、所有者等に対し、建築物の除却を含む生活環境保全のための措置をとるよう助言・指導・勧告・命令を行うことができ、命令に違反すると50万円以下の過料を支払わなければなりません。最終的に市長は空き家等に対して、除去等の代執行を行うことができます。

問い合わせ

都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当